



新年のあいさつ

神戸市長 宮崎辰雄



発行所
神戸市食品衛生協会
神戸市生田区加納町6丁目
神戸市衛生局公衆衛生課内
電話038181・内線2941
(題字は井尻助役書)

みんなで食品衛生の

向上をはかるう

衛生局長 滝井督三



神戸市食品衛生協会の皆さん、あけましておめでとうございます。

この七十年の明けゆく新春を皆さんと迎えることができましたことを心からお慶び申し上げます。

最近における経済、科学技術の発展は、めざましく、その国際的地位の向上と、国境をこえた世界経済

の形成に伴つて、益々高度の成長と、その変遷は、私達の社会面において今後日々影響を及ぼして行くものと予想されます。それに対する適応力を高め、充実した経済力にふさわしい国民

生活実現のために、社会的基礎を整備し、真に豊かな、建設的な社会をつくりあげて行く必要があるものと考えます。

私は、このたび皆さんの暖いご支援を得て昨年十一月、市長に就任し、これを契機に、社会変動に即応し、発展する施策として、全体としての基調、神戸市政のスローガンに、しあわせな

はや十年を迎え、ますます充実した協会となり、今後も神戸市食品衛生協会も、固に強められ、ご発展されることをお祈りいたしました。

皆さんには、健やかに、明るいお年をお迎えのことと存じます。

皆さんは、また脅やかすことともあり、経済活動の高密度化に對しては、それらに対応す

る要請がますます必要となつて来ております。

このような発展から生ずる諸問題に対して、それぞれ果敢な適応、転換を図ることことなのですが、その一つに社会開発の推進があげられます。

確かに、高度成長と比較して、私達の生活面の充実は、立遅れおり、特に著

しいものに、公害対策、交通安全、食品衛生、消費者保護などに関する生活行政

があり、これを健康と、安心を守る立場に立つて推進することが、最近急速に積極的な要請により、今後も

格段の努力が傾注されるものとなつて来ております。

規制についても、立法、法の一部改正などそのきびしい一面が伺えるものといえましょう。

昨今、食品公害として社会問題となつた事件から見ても、これらを是正するためには、可成りの思い切つた施設が必要であります。

が、強力に推進しようとするれば、便益に応じて、消費者、業者の負担もおのずから高まることが必至であります。

本協会の皆さんにおかれましても、めざましく回転する社会変遷のなかを從来からの発展への根強さを失わざ成長され、食生活、食品安全衛生の向上に重責を擔う一員として、尚一層のご活躍とご協力を賜りますようお願い申し上げ、本協会の

ご発展と、皆さんのご健康をお祈りいたしまして、私

のあいさつといたしま

す。

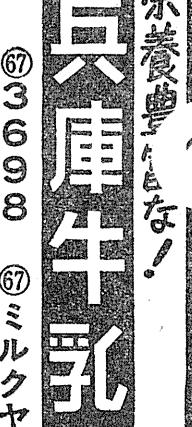
神戸市食品衛生協会の皆さん方、あけましておめでとうございます。

さて旧年中も神戸市においては、さしたる食品衛生の事故もなく過し得ましたことは、平素それぞれの分野において皆さん方の、

たゆまざるご努力と、ご精進のたまものと深く敬意を表しますとともに全く同じ

慶のいたりでござります。

神戸の各種食品はすばらしくおいしいものが多く、各方面でよろこばれていることは、すでに皆さん方も申



年頭の御挨拶

若林与左衛門



新春雑感

神戸市兵庫保健所長



新 春 雜 感

神戸市兵庫保健所長 平林透

新 春 雜 感

神戸市兵庫保健所長

神戸戸食衛品

に十分な活動ができないかつたことの反省ばかりです。今年の重大行事は何といつてもまず衛生講習会の開催をあげねばならないと思われます。

販合支所

ご存知のように四十三年に五月に成立した消費者保護基本法にもとづく関係法令の改正として食品衛生法もこの七月に大巾な改正がなされ、特に生鮮食料品に漂白料、着色料を使用することが禁止され、又包装食品の標示の規制も一段とさせられ、特に会員の皆さんに直接影響するところが大であり、少なくとも会員のなかから違反者を出さないよう改正の要旨を徹底しようとの意図の下に保健所と共に数多くの講習会を開きました。直接食品を製造している関係業界はもとより、今回は小売市場を重点に改めて数多くの講習会を開きを設け、しかも閉店後の夜間に実施してだれでも参加し易いよう計画いたしました。

時あたかもチクロ騒動で連日テレビや新聞で報道され、非常に高く、各会場とも熱心な討議が深夜まで続いたものでした。

今後、食品衛生も消費者サイドに立つて強力に推し進められることでしょが、支所としても行政当局と一層緊密にタイアップしたいと思っております。

その後、食品衛生の向上に寄与し、その間保健所と業会との意志の疎通をはかりながら区の食品安全の質の向上のため種々の事業をおこなってきましたことを新春にあたり関係者として喜びにいたしました。

今後もますます保健所と業界との連絡を密にして、食品衛生の向上のため努力していきたいと思っておりま

す。

昭和四十年に神戸市食品衛生協会販合支所のうぶ声をあげて、早や五年、その間保健所と業会との意志の疎通をはかりながら区内の食品安全の質の向上のため種々の事業をおこなってきましたことを新春にあたり関係者として喜びにいたしました。

今後もますます保健所と業界との連絡を密にして、食品衛生の向上のため努力していきたいと思っておりま

す。

（4）講習会の実施と会員登録

（5）会員登録

（6）会員登録

（7）会員登録

（8）会員登録

（9）会員登録

（10）会員登録

（11）会員登録

（12）会員登録

（13）会員登録

（14）会員登録

（15）会員登録

（16）会員登録

（17）会員登録

（18）会員登録

（19）会員登録

（20）会員登録

（21）会員登録

（22）会員登録

（23）会員登録

（24）会員登録

（25）会員登録

（26）会員登録

（27）会員登録

（28）会員登録

（29）会員登録

（30）会員登録

（31）会員登録

（32）会員登録

（33）会員登録

（34）会員登録

（35）会員登録

（36）会員登録

（37）会員登録

（38）会員登録

（39）会員登録

（40）会員登録

（41）会員登録

（42）会員登録

（43）会員登録

（44）会員登録

（45）会員登録

（46）会員登録

（47）会員登録

（48）会員登録

（49）会員登録

（50）会員登録

（51）会員登録

（52）会員登録

（53）会員登録

（54）会員登録

（55）会員登録

（56）会員登録

（57）会員登録

（58）会員登録

（59）会員登録

（60）会員登録

（61）会員登録

（62）会員登録

（63）会員登録

（64）会員登録

（65）会員登録

（66）会員登録

（67）会員登録

（68）会員登録

（69）会員登録

（70）会員登録

（71）会員登録

（72）会員登録

（73）会員登録

（74）会員登録

（75）会員登録

（76）会員登録

（77）会員登録

（78）会員登録

（79）会員登録

（80）会員登録

（81）会員登録

（82）会員登録

（83）会員登録

（84）会員登録

（85）会員登録

（86）会員登録

（87）会員登録

（88）会員登録

（89）会員登録

（90）会員登録

（91）会員登録

（92）会員登録

（93）会員登録

（94）会員登録

（95）会員登録

（96）会員登録

（97）会員登録

（98）会員登録

（99）会員登録

（100）会員登録

（101）会員登録

（102）会員登録

（103）会員登録

（104）会員登録

（105）会員登録

（106）会員登録

（107）会員登録

（108）会員登録

（109）会員登録

（110）会員登録

（111）会員登録

（112）会員登録

（113）会員登録

（114）会員登録

（115）会員登録

（116）会員登録

（117）会員登録

（118）会員登録

（119）会員登録

（120）会員登録

（121）会員登録

（122）会員登録

（123）会員登録

（124）会員登録

（125）会員登録

（126）会員登録

（127）会員登録

（128）会員登録

（129）会員登録

（130）会員登録

（131）会員登録

（132）会員登録

（133）会員登録

（134）会員登録

（135）会員登録

（136）会員登録

（137）会員登録

（138）会員登録

（139）会員登録

（140）会員登録

（141）会員登録

（142）会員登録

（143）会員登録

（144）会員登録

（145）会員登録

（146）会員登録

（147）会員登録

（148）会員登録

（149）会員登録

（150）会員登録

（151）会員登録

（152）会員登録

（153）会員登録

（154）会員登録

（155）会員登録

（156）会員登録

（157）会員登録

（158）会員登録

（159）会員登録

（160）会員登録

（161）会員登録

（162）会員登録

（163）会員登録

（164）会員登録

（165）会員登録

（166）会員登録

（167）会員登録

（168）会員登録

（169）会員登録

（170）会員登録

〔昭和四十四年度〕

食品衛生法関係の改正のあらまし

(一) 食品衛生法施行令及び施行規則の改正

(許可営業種及び標示制度等の改正)
最近の食品工業の発展、流通機構の変革、さらには保護行政の推進を図る為に、許可営業種の規制や標示制度が次のように改正された。

(二) 食品検査に関する事項
希臘過酸化ベンゾイル及びサツカリンナトリウムは都道府県知事がその製品検査を行う事となり、從前その対象とならなかつたサツカリン及びタル色素を中心成分としない製剤についても昭和四十五年一月一日から製品検査の対象となつた。

但し、昭和四十四年十二月三十日までに製造されたものについては本年六月三十日まで製品検査を必要としません。

(三) 食品衛生管理者に関する事項
新たに食品衛生管理者を設置しなければならない業種として、(1)魚肉ハム、魚肉ソーセージ製造業、(2)脱色、脱臭工程を経て製造される食用油脂製造業、(3)食品衛生法第七条第一項による規格が定められた化學的成品种以外の添加物製造業、が追加された。これらは昭和四十五年四月一日から適用される。

(四) 営業に関する事項
許可を受けなければならぬ営業種として、新たに(1)食用油脂製造業、(2)添加物製造業、(3)マーガリン又はショートニング製造業が追加されたが、ここに云う

<div data-bbox="420 673 743 675"